

平成19年6月18日から

平成19年6月20日まで

標茶町議会
第2回定例会会議録

於 標茶町役場議場

平成19年第2回標茶町議会定例会会議録目次

第1号(6月18日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
選挙第7号 北海道後期高齢者医療連合議会議員の選挙について	8
一般質問	9
川村多美男君	9
深見迪君	12
平川昌昭君	20
小林浩君	25
報告第7号 繰越明許費繰越計算書の調製について	29
議案第30号 工事請負契約の締結について	29
議案第31号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第32号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第33号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の制定について	36
議案第34号 平成19年度標茶町一般会計補正予算	37
議案第35号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	37
休会の議決	40
散会の宣告	40

第3号(6月20日)

開議の宣告	45
議案第34号 平成19年度標茶町一般会計補正予算	
議案第35号 平成19年度国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 (議案第34号・議案第35号予算審査特別委員会報告)	45
意見書案第3号 道路整備に関する意見書	45
意見書案第4号 2008年度国家予算編成における義務教育無償義務教育費国庫 負担制度の堅持と1/2復元を求める意見書	46
閉会中の継続調査の申出について(総務委員会)	47
閉会中の継続調査の申出について(厚生文教委員会)	47
閉会中の継続調査の申出について(産業建設委員会)	47

閉会中の継続調査の申出について（議会運営委員会）	47
議員の派遣について	47
閉議の宣告	48
閉会の宣告	48

平成19年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年6月18日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 選挙第 7 号 北海道後期高齢者医療連合議会議員の選挙について
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 7 議案第 30 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 31 号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 32 号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 33 号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 34 号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
議案第 35 号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席議員（15名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 田 中 進 君 | 2 番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3 番 越 善 徹 君 | 4 番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5 番 菊 地 誠 道 君 | 6 番 後 藤 勲 君 |
| 8 番 小野寺 典 男 君 | 9 番 末 柄 薫 君 |
| 10 番 舘 田 賢 治 君 | 11 番 深 見 迪 君 |
| 12 番 田 中 敏 文 君 | 13 番 川 村 多美男 君 |
| 14 番 小 林 浩 君 | 15 番 平 川 昌 昭 君 |
| 16 番 鈴 木 裕 美 君 | |

○欠席議員（1名）

- 7 番 林 博 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 池 田 裕 二 君

平成19年標茶町議会第2回定例会会議録

副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
育成牧場長	表武之君
水道課長補佐	秋元忠広君
建設課長補佐	妹尾茂樹君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成19年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
4番・伊藤君、 5番・菊地君、 6番・後藤君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は6月20日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配布のとおりでありますので、それにより、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足いたします。

最初に、「森と川の月間」の実施結果についてであります。本年で7回目となります。「森と川の月間」の関連事業が全て終了いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

「森と川の月間」事業につきましては、標茶町町内会地域会連絡協議会をはじめ標茶町森林組合、標茶町農業協同組合など関係機関のご協力により設置された「森と川の月間」連絡協議会により、効果的な月間となるよう調整がはかられ、植樹活動・清掃活動及びフォーラム、セミナーで11の事業が無事終了いたしました。

また、今年、釧路湿原国立公園指定20周年の節目の年でもあり、湿原を含めた自然の大切さを再確認いただきますよう、実施したところであります。

事業の実施にあたりましては、各町内会において実施されました「町内春の一斉清掃」のほか、約2,000人の方々にご参加・ご協力をいただきました。

内容につきましては、第14回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、豊かな緑と魚のりバーサイド植樹など、五事業で計9,600本が植樹されました。

また、西別川水環境保全実行委員会の主催により「第六回摩周水環境フォーラム」や、水と環境セミナー実行委員会の主催により「第11回水と環境セミナー」では、水量の減少が懸念される中で、次世代へ水を守り引き継ぐ為に、私たちが出来ること、しなければならぬことを改めて認識できる場となったところであります。

清掃活動につきましては、塘路地区や道道中標津標茶線等で実施いたしましたが、中には大変残念ではありますが、大量のごみが不法投棄されておりまして、廃棄者の身元が判るようなごみなどは、弟子屈警察署が今後調査を進めることになっております。

この「森と川の月間」の各種事業につきましては、来年以降も継続しながら、本町が目指しております「人と自然が共生する環境の創造」にむけ、また、昨年4月に釧路管内市町村で調印されました「自然の番人宣言」の具体的活動として、多くの町民のご参加をいただきながら、さらに取り組みを充実してまいりたいと存じます。

第二点目は、「行事バスの事故報告」についてであります。

去る6月1日に発生いたしました町有行事バスの交通事故についてご報告いたします。

当日、茶安別「たんぽぽ保育園」親子バス遠足のため、中標津町の道立夢の森公園に向け国道272号線を運行中、国道243号線交差点と上春別との中間地点付近で、進行方向右側町道から走行し、一時停止を怠って進入してきた車輛搬送用車と接触衝突をしたものです。

当方バスは相手車を目視出来る地点より徐行運転をしていたところですが、急ブレーキによる二次被害を最小限に食い止めるため、ブレーキングを含めた回避行動を取りましたが、お母さんの膝上で進行方向と逆向きに手で支えられ座っていました、2才の園児が後頭部を前列座席後部にある手摺りに痛打したものです。また、お母さんについてもお子さんをかばうため、頭部に手を添えたところ手の甲を痛打したところ。念のため救急車を手配し、町立中標津病院に搬送し、それぞれ受診いたしました。打撲と診断されたところです。

なお、他の乗客には症状等を訴える方は幸いおられませんでした。その後2日後にお子さんが頭部の痛みを訴えたため、釧路市の釧路脳神経外科病院でCT等の検査をしましたが、特に異常がないとの診断でありました。本件事故の過失責任につきましては、圧倒的

に相手側にあるところですが、改めて被害に遭われた方に心よりお詫びと御見舞いを申し上げるとともに、今後ともバス運行従事者のみならず職員全体に事故防止に対する安全運転の徹底及び交通ルールの遵守を更に強化指導してまいり所存でございます。

続きまして、第三点目は「行方不明者の搜索」についてであります。

6月9日に発生しました「行方不明者の搜索」についてご報告いたします。

阿歴内地区在住の79歳になる男性が、6月9日、午前10時すぎに一人で山菜取りに出かけたまま帰りが遅いことから、午後6時に家族から弟子屈警察署へ搜索願が出されました。

その後、弟子屈警察署から役場に搜索協力の依頼がありましたので、午後7時に対策本部を設置し、職員を招集するとともに、釧路支庁を通して自衛隊への出動要請等を行ったところでした。

家族の情報では、よく山菜を取りに行く場所は、自宅から2kmほど離れた場所であることから、当該周辺を中心に搜索することとなり、搜索は、待機の職員も含めて役場職員40名、標茶消防署・団員47名、警察7名、農協・地元20名の総勢114名で搜索をしたところでした。残念ながら当日は発見できず午後10時に搜索を中断し、翌朝再開することとなりました。

翌日、午前6時20分に、自力で無事帰宅したとの連絡が弟子屈警察署から役場に入りましたので、確認後、午前7時に搜索対策本部を解散したところでした。

幸いにして、今回の事件は本人がいたって健康で丈夫な方でありましたことから、怪我等もなく無事帰宅することとなりました。

行方不明者の搜索につきましては、今後とも警察からの要請に基づき、関係機関、団体等の連携のもと迅速な対応に、更に努めてまいり所存であります。

四点目に、「平成19年度釧路川水防公開演習及び住民災害避難訓練」についてであります。

一昨日、実施いたしました「平成19年度釧路川水防公開演習及び住民災害避難訓練」についてご報告をいたします。

「釧路川水防公開演習」は、標茶町字ルラン133番地地先の釧路川左岸河川敷において、釧路・根室支庁管内の13市町村並びに北海道、北海道開発局の主催で各市町村や関係機関、団体、一般住民の方々など、おおむね2,700の方々の方々の参加のもと実施いたしました。

この公開演習は、6月の全国水防月間に合わせて、毎年、道内各地に会場を移し、出水災害などに備え、水防機関の綿密な連携と水防技術の向上、地域住民の水防に対する理解を深めることなどを目的に開催され、本町で24回を数えております。

当日は、開会式終了後に第一部としまして、各市町村消防団による水防隊を中心に氾濫防止の各種工法の水防訓練が行われました。第二部としましては、地震発生時の応急対策工法、被災者救助訓練、応急給食訓練などの地震対策訓練が、釧路北部消防事務組合や釧路赤十字病院、北海道警察、陸上自衛隊、釧路管内赤十字奉仕団などにより実施されました。また、参加者の皆さんは、会場内に設定された体験交流広場の地震や大雨の体験、地下浸水体験などの各種コーナーで、実際に体感することにより災害の恐ろしさを実感して

いただきました。また、演習では、会場に向かう市街地を循環する無料循環バスや、開運橋下の駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行するなど、交通手段の確保により参加しやすい態勢を整えたところです。

また、会場内に設けられた市町村コーナーでは、釧路・根室管内市町村の特産品の販売が行われ、会場を訪れた人たちに大変好評でありました。

次に、演習に併せて本町が単独で実施しました「住民災害避難訓練」では、150名の町民の皆さんの参加をいただき、市街町内8カ所の一時避難所へ一旦避難したあと、町のバスで会場に設けられた避難施設に移動していただきました。その後、会場内において水防公開演習の見学や体験コーナーへの参加、日赤奉仕団の炊き出しによる試食などを体験していただきました。また、避難者を乗せたバス3台は、「釧路川水防公開演習」の「住民避難訓練」としても参加していただきました。

本町にとりまして、昨年10月に実施いたしました「町防災総合訓練」に引き続き、このような住民参加を含めた大規模な訓練が無事終了することができましたことは、訓練とはいえ、非常に意義深いものと考えております。

今後とも、これらの訓練を教訓に、住民の生命と財産を守り安全・安心の町づくりを目指し、防災への取り組みをさらに充実してまいりたいと考えているところでございます。

最後にご参加いただきました多くの町民・関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成19年第二回定例町議会開会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下、四点につきまして補足し、ご報告申し上げます。

一点目は、新年度の学校の現況について、ご説明いたします。

はじめに、平成18年度に中学校を卒業しました生徒の進路状況であります。卒業生は、総勢88名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ57名、釧路管内公立高校へ27名、管外の公立高校などへ2名、私立高校へ2名となっております。

次に、平成19年5月1日現在の学校の状況であります。入園・入学児童生徒数については、幼稚園は4歳児16名が入園し、昨年と比べて8名の減。小学校は79名が入学し、昨年と比べて1名の増。中学校は80名が入学し、昨年と比べ1名の減となりました。

標茶高校は、86名が入学し、昨年と比べ24名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は38名在籍し、昨年と比べ9名の減。小学校は428名在籍し、10名の減。中学校は256名在籍し、7名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、684名で昨年と比べ17名の減となりました。標茶高校は299名在籍し、昨年と比べ55名の減

であります。

学級数につきましては、小学校は44学級で、昨年と比べ7学級の減。中学校は26学級で、昨年と同数であります。そのうち、特別支援学級は小学校では8学級、在籍児童数は13名であり、中学校は8学級で、在籍生徒数は11名であります。

次に、教職員の数であります。小学校は75名で、昨年と比べ10名の減。中学校は65名で、昨年と比べ5名の減であります。全体としては昨年と比べ、15名の減となりました。今年度も、昨年度に引き続き、北海道教育委員会より、言語通級指導加配として標茶小学校に1名、指導方法工夫改善加配として標茶小学校に2名、標茶中学校に2名、虹別中学校に1名の特別配置をいただいております。

今年度、新入学児童において認定就学者として、標茶小学校への入学に伴い、子育て支援センターからの介助員として1名派遣をいただきました。また、この4月から特殊教育から特別支援教育としてスタートし、その取り組みとして支援員を1名配置したところであります。

二点目は、先に実施した学校教育施設耐震診断調査の結果についてであります。

子どもたちの安全・安心の観点から、旧耐震基準であります昭和56年以前に建設された建物について、その耐震性の状況把握をすべく、幼稚園、そして町内小中学校のうち改築予定のある標茶小学校を除く6校の校舎、体育館を調査いたしました。

その結果、今回の一次診断で耐震上問題がないと確認できました校舎につきましては、幼稚園そして中茶安別小中学校校舎でありました。

残る磯分内小学校、塘路小中学校、標茶中学校、磯分内中学校、虹別中学校の校舎及び体育館、そして中茶安別小中学校の体育館については、耐震性の確認とはなりませんでした。そのため、早期に町長部局と協議しながら、学校施設等耐震化整備計画をたて、二次診断等を行い、その耐震化を進めてまいりたいと思います。

三点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

中学生において、3月28日から29日に千歳市で開催されました全国中学選抜卓球大会に標茶中学校卓球部が男子団体に出場し、第二ステージ決勝トーナメントで惜しくも敗退となりましたが全国男子団体ベスト16で全国優秀校の表彰を受賞しました。今後の更なる活躍を期待するところであります。

四点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶町ライオンズクラブから児童図書23冊（50千円相当）の寄贈をいただき、昭和50年からの累計で1,950冊（2,300千円相当）となりました。また、東京・標茶ふるさと会のご縁で、東京都の伊藤定憲様から、北海道関係図書193冊（発売時の価格で251千円相当）の寄贈をいただきました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

◎諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配布のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。
休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

◎選挙第7号

- 議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第4。これより選挙第7号、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。
選挙は、会議規則運用細則第33項の規程により、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（職員、議場を閉鎖）

- 議長（鈴木裕美君） ただいまの出席議員数は15名です。
次に、立会人を指名いたします。
立会人は会議規則第30条第2項の規定により、5番・菊地君及び11番・深見君を指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

（職員、投票用紙を配布）

- 議長（鈴木裕美君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（鈴木裕美君） 配布もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱を改める。）

- 議長（鈴木裕美君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。）

- 議会事務局長（佐藤吉彦君） 1番・田中議員、2番・黒沼議員、3番・越善議員、4番・伊藤議員、5番・菊地議員、6番・後藤議員、8番・小野寺議員、9番・末柄議員、

10番・館田議員、11番・深見議員、12番・田中議員、13番・川村議員、14番・小林議員、15番・平川議員、16番・鈴木議員。

○議長（鈴木裕美君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

菊地君、深見君の立会をお願いいたします。

（職員及び立会人と開票）

○事務局長（佐藤吉彦君） 北原議員、北原議員、北原議員、北原議員、北原議員、中橋友子議員、北原議員、北原議員、北原議員、北原議員、北原議員、北原議員、中橋友子議員、北原議員、北原議員。

○議長（鈴木裕美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数15票、無効なしであります。

有効投票数のうち、竹田和雄君0票、成瀬勝弘君0票、牧野勝頼君0票、本吉元弘君0票、仲田駿介君0票、中島滋君0票、大場博義君0票、北原文雄君13票、中橋友子君2票。以上のとおりであります。

選挙の投票結果は、議長において、直ちに北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ提出いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（職員、議場閉鎖を解く。）

○議長（鈴木裕美君） これをもって、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終了いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君）（登壇） 池田新町長になって初めての一般質問ですので、緊張と戸惑いもありますが、がんばってやらせていただきます。

一点目は、妊婦健康検診の公費助成拡大についてであります。

標茶町では（国保加入者）妊婦一般健康診査として、妊娠前期（妊娠20週未満）一人1回、6,880円の助成、妊娠後期（妊娠20週以降）一人1回、6,540円の助成が実施されておりますが、厚労省は妊婦が受けるべき検診回数として、妊娠初期から分べんまで、14回としています。

また、平均的な検診費用は、一人当たり約12万円に上っているのが現状との、公明新聞報道がありました。

そこで、一点目は、本町の子育て支援策として、若い夫婦の経済的負担軽減を図るためにも、妊婦検診の公費助成を現行の2回から5回に拡大し、子育て支援を図るべきと考えますがいかがか。

2として、現行の公費助成は国保加入者が対象だが、社会保険や共済保険加入者も対象にし、子育て支援を図るべきと考えますがどうか、町長のご所見を伺います。

次に、自動体外式除細動器(AED)を公共施設への設置・普及についてでございます。

心臓発作に見舞われる場合は、何気ない日常の中にある冷え込みの厳しい朝のトイレや、仲間たちとスポーツを楽しむ運動公園、夏の暑さに汗をぬぐいながら小走りに駆け上がる駅の階段など、(中略)自動体外式除細動器(AED)は、心臓が小刻みに震えて、血液を送り出せない状態(心室細動)を「電気ショック」で回復する機器である。その除細動の効果も、心肺停止から1分遅れるごとに7から10パーセントずつ下降、10分で命を取り留めることは、絶望的となる。

全国的に、通報を受けた救急車が現場に到着するまでの所要時間は平均6分ほど。救急隊員の到着を待つだけでは、救命率の向上は望めないのである。との公明新聞報道があった。

また、本年3月議会で、農業者トレーニングセンターにAED一台分の予算計上があり、町長の先取性に敬意を表するところであります。

私は、本町の行政区が広大であり、特に、郊外地域の町民が、心臓発作を発生した際、通報を受け、救急車が現場に到着するまでの所要時間を考えたとき、救命率が絶望的となりかねないことと、「町民の命を守る」、また「安全・安心」という観点から、本町の幼稚園、保育所に、幼児用のAEDの設置をすべきと考えますが、どうか。

本町の小中学校及び人が多くが集まる役場、社会教育施設、病院、福祉センター等の公共施設に、AEDの設置推進を図るべきと考えるがどうか。

公共施設の職員や、一般町民を対象としたAED取扱講習の推進を図るべきと考えるがどうか。町長・教育長のご所見を伺いたい。

以上です。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 13番・川村議員の「妊婦健康検診の公費助成回数の拡大について」及び「自動体外式除細動器(AED)を公共施設への設置・普及について」のご質問にお答えいたします。

はじめに、妊婦健康検診の公費助成回数の拡大で、子育て支援をすべきとのお尋ねであります。妊婦健診につきましては、「標茶町保健福祉総合まちづくりプラン」で謳われて

いるとおり、「生涯を通して健康な生活を送るための出発点であり、また、次の世代をゆとりをもって健やかに産み育てるための基礎」として母子保健の重要な要であり、同計画に基づき実施しているところでもあります。

妊婦が受けるべき健康診査の回数につきましては、平成8年に、当時の厚生省児童家庭局長から「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」の通知により、妊娠期間期間中13回～14回程度が必要とされ、妊娠初期から妊娠23週までは、4週間に1回。妊娠24週から妊娠35週までは、2週間に1回。妊娠36週以降分娩までは、1週間に1回とされております。

厚生労働省では、地域の子育て支援対策の一部として「妊婦健診の充実」を掲げ、公費負担による健診回数の増加を検討していると伝えられております。

また、本町の妊婦健診の公費助成につきましては、議員ご指摘のとおり、妊娠前期・妊娠後期の2回及び35歳以上の妊婦に対する超音波検査を行っており、平成18年度には、前期74名、後期66名、超音波8名の妊婦検診を実施しているところでもあります。

一点目の「公費助成を2回から5回に拡大しては」とのお尋ねについてであります。議員もご承知のことと存じますが、道内どこの医療機関でも健診できるよう「助成の対象となる検査は、市町村が協定を締結した医療機関で受けるもの」としており、医療機関の代理人である北海道医師会と市町村の代理人である北海道が協定を締結し、検診を行っているところでもあります。

平成20年度からの健診回数の変更等を含めた協定の変更を行うよう、平成19年度をその準備期間として位置付け、北海道と北海道医師会との協議が開始されるとの情報を得ており、議員、ご提案と同様の結論になるよう、その方向を注視しているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の、「国保加入者が対象だが、社会保険や共済保険加入者も対象に」とのお尋ねであります。本町の公費助成対象は、「標茶町内に住所を有する女子」と規定しており、加入されている医療保険に関係なく、全員が対象になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「自動対外式除細動器（AED）の公共施設への設置・普及について」のお尋ねであります。議員ご承知のとおり、自動対外式除細動器は、救急蘇生法の対処方法のひとつで、心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械で、平成16年7月から一般市民による使用が認められ、救急蘇生器具として、乗降客の多い駅構内や、学校や公共施設に、急速に普及されてきております。

本町では、平成19年度予算措置により、農業者トレーニングセンターへ配置したところではありますが、AEDの使用にあたりましては、傷病者を観察し、「意識の有無」、「呼吸の有無」、「脈の有無」を調べるなど、救急蘇生法に基づく基本的な手順、判断が必要であり、平成19年度執行方針でも述べましたが、AEDの導入とともに、使用できる体制の構築も必要であることは、議員ご承知のとおりであります。

一点目の、幼稚園、保育所に幼児用のAEDを設置すべきとお尋ねですが、AEDの設置につきましては、本町の広大な行政区域や通報から現場までの救急車の所要時間、並びに人の多く集まる場所等を勘案し、AEDを含めた救急蘇生法の講習も必要であることから、消防署と連携しながら、計画的な導入を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の、公共施設への措置であります。一点目で基本的な考え方をお答えいたしました。通報から現場までの救急車の所要時間並びに人の多く集まる場所等を勘案し、設置する公共施設を選定してまいりたいと考えております。

また、三点目の、AEDの取り扱いの講習につきましては、消防署や関係機関とも連携し、救急・救命講習の中でAEDの取り扱いも含め、普及に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平 君）（登壇） 13番・川村議員の「自動対外式除細動器（AED）の公共施設への設置・普及について」の教育委員会に係るお尋ねにお答えいたします。

平成16年4月から自動対外式除細動器、いわゆるAEDの使用が一般の方にも可能となり、その有効性については、議員ご案内のとおりであります。

本町においても、5月から農業者トレーニングセンターに設置しているところであります。今後教育委員会の所管する幼稚園、小中学校、社会教育施設等へのAED設置については、町全体の公共施設への設置計画の中で、進めるよう協議してまいります。

また、AEDの取り扱い講習の推進については、これまで消防署が実施している救命講習会に新たにAEDの取り扱いが加えられたと伺っております。

職員の受講については、あらゆる機会を通し、消防署と連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお再質問は自席で願います。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、13番・川村君の一般質問を終わります。

続いて、11番・深見君。

○15番（深見 迪君）（登壇） 通告にしたがって質問したいと思います。

まず、第一点目ですが、小中学生までの医療費無料化の問題であります。

管内では、浜中は今回の6月で補正を組むというお話を聞いています。

浜中の場合は、中学生は1割負担という内容のようでありませうけれども、私は、この標茶という町は、釧路市から遠くはなれているにもかかわらず、以前から、私は教員でありましたから、教職員の標茶を希望する教職員が多いと、他町村に比べて、定住希望も多い。その要因をいろいろ聞いてみましたが、環境が住みやすいと。新鮮で安い食料品が

あると。自然環境もすばらしい、人と人の強い結びつきがある。子育てのしやすい環境だと。こういうところで、何よりもやはり子供を、こういうところで子供を育てたいという、これが一番の要因であるように思われました。

それで、今回の執行方針、行政執行の中でも、子育て応援チケット事業を含めて、積極的な人口減少化に対する、施策が講じられていると。これは非常に町民に歓迎されているのですけれども、いま、それでもなおかつ、人口の減少傾向の歯止めがかからないということで、思い切った施策が必要では、今ないのかというふうに思って質問する次第であります。

全国的に少子化が進む中、人口減少、流失に歯止めをかけて、若者定住策や子育て支援など、暮らしやすい町づくりとしての独自の施策が、今本当に必要となっているということは、誰もが共通に持っている認識でありし、町政執行方針の中でも、先ほど述べたように、それは明言されているわけであります。中でも、多くの子育て中の親、保護者にとっての関心事は、保育料の負担軽減とか、子育てには待ったなしの医療費の負担軽減であります。いろいろこう調べてみましたけれども、小中学生の医療費、中学3年生まで無料という施策でも私は、さほど大きな財政負担にはならないのではないかと予測しています。

そういう意味で、安心して子育てできる環境づくりとして、今、小中学生までの医療費無料化に、是非、踏み切るべきと考えるがいかがでしょうか。ご所見を伺います。

二点目ですが、定率減税廃止による実質増税に連動する保育料値上げの中止及び、第三子の保育料無料化についてであります。

国はこの実質増税、いま本当に町内は騒然としているわけですがけれども、増税でね。これに自ら行いながら、しかし、厚生労働省や、文部科学省が次々に、定率減税を廃止して、増税をするけれども、子育てに関しては、こういう手立てをなさないというような事務連絡や通達を、行っているところだというふうに思います。

質問の要旨内容について、読み上げますけれども、定率減税が昨年度半減、今年の6月から全廃ということに伴って、所得階層に移動が生じて、結果、保育料値上げに連動する実体はないのかどうなのか。そのことをまず明らかにしていただきたいというふうに思います。

そのような実態が生じる場合、保育料が昨年どおり、現状を、所得が増えるということをして、現状を維持するようにすべきと考えるがいかがでしょうか。

それから、厚生労働省はこれまでも、この質問の内容で私は間違い一つしましたけれども、厚生労働省が、その、第三子を無料とするというふうに書きましたけれども、これは訂正して質問したいのですが、18年、昨年12月21日の厚生労働省の雇用均等・児童家庭局の事務連絡、ここでは二人目の徴収金額は標茶0.5、つまり半額と。それから、3人目以降はかける0.1で10パーセント、これは標茶の現状と同じなのですが、こういうふうになっ

ていますので、無料というのは間違いですので、訂正して質問しますが、しかし依然として、全国状況、全道状況を調べましたら、この三人目の無料、保育料の三人目の無料というのは、非常に進められてきているという実態がございます。しかも、これはあとで聞きたいのですが、その金額も、標茶町を例にとっても三人目を無料にした場合、どれほど大きな金額になるかといったら、さほど大きな金額でないと。数万か、何十万にもならないわけですね、その負担は。その点について、いま無料にすべきだという考えを持っているわけですが、所見を伺いたいというふうに思うのです。

それで、この負担が少ないけれども、第三子目が無料だということになれば、だからということではないと思いますけれども、非常に子育てに対する安心感が、やはり持たれると思うのです。そういうことで安心して、子育てできる環境作りをするという点では、極めて少ない金額で、それを町民に提供できると、サービスを。というふうにもつながると思いますので、是非ご所見を伺いたい。

以上で、ございます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「小中学生までの医療費無料化について」及び「定率減税廃止による実質増税に連動する保育料値上げの中止について」のご質問にお答えをいたします。

はじめに、小中学生までの医療費無料化について、でございますが、本町における子育て支援に係る医療費の助成につきましては、現在、乳幼児医療費やひとり親家庭等に対する医療費の助成を行っておりますが、議員お尋ねの小中学生に対する医療費の無料化について、平成18年度の国民健康保険の医療費や乳幼児医療費から概算で推計いたしますと、小学生分で20,200千円、中学生分で12,180千円、合わせて32,380千円程度の一般財源が必要と推計され、現状の限られた自主財源財の中では、医療費の無料化については、非常に厳しい状況にありますことを、ご理解賜りたいと存じます。

次に、定率減税廃止による実質増税に連動する保育料値上げの中止について、お答えをいたします。

まず、本町の保育料につきましては、2年ごとに見直しを行っているところでありますが、本町独自の施策として、国の徴収基準を2年遅らせ、かつ、国の7階層を10階層に細分化し、保育料を定めているところであります。

お尋ねの、定率減税の廃止による所得階層の移動につきましては、平成18年度から平成19年度に引き続き入所している児童の属する82世帯のうち、階層区分が移動した世帯は25世帯で、世帯構成の変更によるものや、所得そのものの増加、定率減税によるものなど、所得階層の移動が、各世帯により異なるものと考えているところであります。

本町は、来年度に保育料の見直しを行うこととしており、本年2月23日開催の全国児童福祉主管課長会議で示されました、所得税課税世帯の所得税額を勘案した中で、見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第三子の保育料無料化のお尋ねであります。現在、同一世帯で3人以上が保育園に入所している世帯は、3保育園に5世帯15人が入所しており、本町の保育料徴収基準により、階層区分ごとに減額措置を講じておりますが、国も平成19年度から、多子軽減措置の改正を行っていることから、来年度に保育料の見直しの中で、それを勘案していく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 一点目は、全面的に拒否されたようなご答弁だったというふうに思うのですが、先ほど教育長のほうから行政報告の中で、小学校428名、中学生256名、これとほぼ似通った、ちょっと全国のいろいろ調べてみたのですが、似通ったところの実態、取り組みなのですが、これは宮城県の女川町で、ここも標茶町と大体似たような人口構成になっていて、小学校は415人、中学校は245人と。いうことで、ここでの試算は16,500千円という、試算なのですね。それでこの女川町も同時に、ここは、平成の大合併に組しないで自立の道を選択した町なのですね。自立の道を選択して、いよいよ、その自立、町が自立していかなければならないということで、一番先に課題としてあげたのが人口流失の歯止めをかける、若年定住策や子育て支援、ここに相当力を入れたと。その結果が、この医療費の中学3年生までの無料化という施策のなです。それで、確かに先ほどの町の、国保だけなのですけれども、国保から推計した試算で、3,200というのは、何か女川町の同じようなところと比べたら、倍近くの試算になっていて、これは信用しないわけではないけれども、あっ、違うですか。それで、仮に30,000千円の支出をしたとしても、私は、その中学3年生までの医療費無料化というのは、本当に少子高齢化に対して、我々が若年層の定住化とか、あるいは子育ての支援とかいうことで、極めて抜本的な政策として、効率ある効果的な施策でないかというふうに思うのです。そういう意味で、全くそういうことについての考えが、まるっきり無理なのか、町も様々な将来のこと考えて積立金、財政的な取り組みをやっているわけですけれども、全く無理なものなのか、あるいは、いくらかでも検討に値することなのか、その辺を、もう少し、お考えを聞きたいなというふうに思います。

それから、二点目の、定率減税の問題ですが、先ほど町長のほうから25世帯移動があったと。中で階層の移動、所得が純粋に増えたことによる階層の移動、あるいは家族構成による階層の移動があったと。それと定率減税を混ぜこぜにしてということではやはりよくないのではないかなと、いうふうに思うのですよ。それは先ほど町長も文章明らかにしたように、私が持っている文章の中では、先ほども言った去年の12月の、その事務連絡と。それから、全国児童福祉主幹課長会議、これが2月23日で、先ほど町長がおっしゃった内容のものですよね。

それから、いくつか、その中間にも、各都道府県委員会に、幼稚園修園奨励費補助主幹

担当主管課担当係長宛に事務連絡を行っている。結局、従来国は、保育料の安い第一子目を無料として第三子目を有料にしていたのですけれども、それを逆転保育料の高い第三子目を、無料にしろと。それから異種保育ですね。例えば、保育所と幼稚園に同じ家庭から、子どもたちを通わせているところも、同じようにそれは軽減しろという内容ですよね。私調べてみたのですけれども、全国的に言えば、同じ保育所に三名を同時に、うちの場合に入れなければだめなのですよ、第三子10パーセントというのはね。だけれども、全国的には、流れとしては、その、例えばお兄ちゃんが18歳で、そしてお姉ちゃんが小学校6年生で、三子目が保育所に入った。こういう子についても、無料化にしていく。適用するという動きがだいぶ出てきているのですよ。つまり同一保育所内に入っていなくても第三子目は、考えますということなのです。今回の、この通達、事務連絡等々を見ますと、それは、異種の保育所と幼稚園で別々にはいっていても、第三子はみてあげなさいと。あるいは認定保育園ですね。これ、みてあげなさいと。というようなことの内容だったと思うのですよ。そういう意味で、今度の、定率減税に伴って、それによる、その、階層のその移動があってはならないという内容が原則なわけですから、そういう意味では、もしそういうことがあるのであれば、是非、最後の答弁にありましたけれども、その、一つは、そういうことがないように、直ちに手立てをとってほしいと。

見直しの時期が来年ということは、他の自治体でも、どうもこの問題で通達が来たときに、いや、うちは、例えば根室では、1年遅れだから来年みますよというようなことを答弁されているようなのですけれども、そうではなくて、6月から、今年の、から続いているこの増税に基づき、それをストップしろという内容なわけですから、これは直ちに手立てを講じるべき内容だと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、三番目の第三子の無料の問題なのでも、先ほど言いましたように、もう既に、同一保育所内だけでなく、18歳、子どもが、大きくなったところでも三子目は無料とするというところが、非常に増えてきているということもありますので、その点も、そろそろ考えてはいかがでしょうか。そして、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、その、5世帯の15人というような話しましたけれども、これは、金額にして、どのくらいの金額なのか、それも併せて、ちょっと、聞かせていただければ、ありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田 裕二君） お答えをいたします。

何点にかにわたっておりますので、数字の問題もございますので、詳細については、担当課長のほうからあとでお答えをお願いいたしますけれども、基本的な考え方だけ私のほうからお話したいと思います。

一点目の、医療費の無料化につきましても、二点目の保育料の、何と申しますか軽減の問題につきましても、私はやはりトータルの問題として考えなければいけないと思ってお

ります。

確かに、若年層の定住促進策につきましては、議員の指摘のことも非常に重要なことだと思いますけれども、やはり、例えばこの地域に雇用があるということが、一番大事なことだと思っております。産業構造を含めて、どういったことが可能なかということ、やはり町民の皆さんのお知恵をお借りしながら、考えていかなければいけないという具合に考えておまして、トータルでものを考えて、結果として、どういった施策を執り得るのか、一番それがいいのかということは、最終的に決まってくるものではないかと思っております。

特に、保険税の問題もありますし、保育料の問題等々につきましても、そういった視点で判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

二点目の、その子育てについても、同様の考えでおりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保育料の所属階層に係る部分で、私のほうからもう少し詳細にお知らせをいたしたいと思っておりますけれども、25世帯のうち、第2階層から3階層なり、5階層7階層に変わった世帯が4世帯あります。そのうち、いわゆる婚姻によりまして、階層が変わった件数は2世帯ということになっております。

それから、第3階層から第4階層へは4世帯、第4階層から5階層ないし7階層へは、5世帯、第5階層から階層が移動しましたのが3世帯、第6階層からは1世帯、第7階層からは2世帯、第8階層からは4世帯、第9階層からは2世帯ということになっています。

あと、このうち実質的に保育料が18年度3歳未満児だった世帯が、3歳以上児になったことによって、実質的に保育料の負担が減となるような世帯も中に4世帯ほどあります。

それから階層が変わった世帯のうち、町の保育料の基準でいきますと、2世帯は実質的に金額が変わっていないと。いわゆる、特に第9、第10のほうになってきますけれども、4歳児以上になりますと、4歳児、5歳児につきましては、定額でありますので、そういう面で金額が変わっていない世帯、2世帯というふうになっております。

いまご質問の定額減税によるということでございますけれども、実質的には本町の保育料の徴収基準の、所得の中で申しますと、細分化している、いわゆる国で言ってきておりますのは、所得税の課税の所得に係る部分では、4階層に分けておりますけれども、町の場合、6階層に分けております。そういう面では、多少、税の課税世帯の金額とは違っているというめんも含めて、基本的には、定額減税による影響というものは、ないのではないかとこのように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 質問の中でもれている答弁がありますので、若干補足をしたいと思いますけれども、先ほど東北での具体的なご指摘がありました。医療費がそれからすると高いのではないかとこのようにありますけれども、実は先ほど町長の答弁の中に、国

民健康保険の被保険者、あるいは乳幼児医療から推計をしてという話があります。その町その町の産業構造に相当影響されますので、標茶の場合は、ほぼいいませんが、大体半々、国民健康保険と社会保険の半々、それから国民健康保険の医療費から数字をもってきたものを、大体、倍するとですね、先ほどの答弁の数字に大体なると。

いわゆる、産業構造で、国民健康保険、社会保険の被保険者の医療費の割合が多少違いますから、そういった数字の違いだということで、一つご理解をいただきたいなど。多めに数字を出したということではないので、実質数字で説明していますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、いま住民課長のほうからも説明ありました、ご案内のように標茶の保育料徴収基準につきましては、これは、実際は条例規定ではありませんで、規則規定なのですが、かなり古い時代から、この保育料徴収基準については、議会の議論もかなりありまして、その結果、現行の保育料徴収基準の体系があるというふうに、私どもの認識してございます。

その中身は、大きく言えば、先ほど町長が答弁で言ったように2年遅れで、国の基準の2年遅れを採用するというので、一定程度の合意といいますか、ご理解をいただいてきたこと一つありますし、もう一つは、ちょっと今、実施した年度がちょっと思い出せませんが、階層を、特に、所得階層の上のほうで、階層区分を実施しております。

たまたま平成19年度の、国の第7階層で言いますと、最高で3歳未満児で保育料8万円というふうになってございますけれども、これ、本町では、第10の区分でございまして、ここで408千円以上を対象にして、最高額で65千円という、しております。

国のあと、第4階層から第7階層までの4区分が、本町では6区分に分けておりまして、これが先ほど議員からご指摘の、いわゆる定率減税の廃止に伴う所得の位置づけが、位置が変化するのではないかと、この論理的には位置が変化するのでありますが、本町の区分ごとのほうからしますと、保育料一つ国の基準を抑えているということと、あくまでもその範疇に入っているといえますか、そういう状況の中で、論理的には、議員のご指摘のことが推測されるのですが、実態としてそこに、先ほども言ったように、特別所得がその方について増えていると、定率減税以外のように増えているとか、世帯変更という事情でない限りは、基本的には、現在の徴収基準からすると、対象者は、多分ないのではないかと。これはあの、先ほど説明のとおり、そういう説明になっておりますけれども、この階層区分から見ても、そういうことになっているのではないかと、いうふうに思っています。

それから、もう一つ、町長の政策的なことでもございまして、町長からもご答弁しておりますけれども、基金を使ったらという話もありますけれども、いわゆる子育て全般について、あるいは医療費全般について、毎年どの時点でどの対策をすべきかという、そういったことも含めてトータル的には考えていかなければならない事項だなど。その結果、町長が基金の投資を、いわゆる取り崩しを決定して、投資をするということについては、

結果起こり得ることだろうと思うのですが、ひとつ一つその事情で、基金を取り崩していってしまいますと、ご案内のように無くなってしまいますから、長期的に見て、そのことが最終的に判断、必要だという判断だとすれば、あり得るかも知れませんが、ただ、ひとつ一つの政策で基金を投入するという形でいっちゃいますと、基金そのものが大変な状況になりますから、そういった形で基金が存在することを、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 5世帯の、15人の保育料の徴収金額ですけれども、あとで議員のほうにご報告いたしたいというふうに、いま手持ちの資料がございませんので、あとでご報告いたしたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いまの説明の中で、実は、金額、先ほど町長が一番最初にね、あなたの言っていることはなかなか厳しい内容だと。だから、にわかにはそれは実現することは無理だというご答弁ありました。だけど、先ほど大体推計されるのですけれども、第三子で、無料化になった場合に、僕は1カ月の保育料にしたら数万単位でないかと思うのですね。だから、その点はあとで資料をいただくにしても、それはそういう施策に踏み切るかどうかの、決断の内容に係ることなので、大事なことなので、いま、そういう答弁が無理であれば、また後日、違う機会で議論していきたいなというふうに思うのですけれども、それが第一点と。

それから、先ほどの副町長のご答弁なされた内容なのですけれども、確かに、私も国の基準、所得階層に比べて、10段階というのは手厚いかなというふうには思います。

だけれど、そういう国の基準と、さっき町長答弁なされたように、副町長言ったように、それぞれの町の財政事情があって、その事情を勘案して、いまの国の基準に基づいて、これでやっていけるというのを出したのであって、今回のやつは、所得の、その、階層の移動が、もし増税によって生じるのであれば、それは、そういうことの生じないように手立てを講じなさいという、通達なわけですからね、だからそういうこととは別個に、緊急事態として僕は本当はやるべきでないのかなというふうに、今まで町がやってきたその手当は非常に、細かいものがあつたにせよ、この激動する増税の嵐の中で、これをわざわざ国が自ら言っているわけですから、それに対応する手立てがあってもいいのではないかと。最後のそのことだけ、お聞きしたいなというふうに思うのです。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答いたします。

本来、町長の答弁だと思いますけれども、技術的な話に興味があると思いますので、こちらでお話をしたいと思います。

一つは、所得階層区分が細かく設定をされたことを、どういうふうに私どもが理解をすべきかということ言えば、長い間の議会との議論を含めて、これが完成したのだろうか

というふうに理解をしております。

もう一つは、議論を今後含めて、さらに環境の変化によってどういうふうなあり方がいいか、必ずしも国のとおりにはないで、この町独自の徴収基準に向かうというふうには理解をさせていただきます。

ただ、いま、先ほど申しましたように、定率減税の廃止に伴って、保育料がどう増えるかという問題でいえば、さきほど申しましたように、標茶町のこれまでのそういう基準の変化させていることによって、そのことが回避できているという理解をしておりますし、さらにまた、来年度の改正に向けて議員から提案のあった部分については、検証をしながら、矛盾が起きれば、その矛盾を改めるような方向での、取り組みなるのでは無いかなど、というふうに思います。

それから、三千数百万が安いかどうかという問題でありますけれども、これはご案内のように1年では三千万でありますけれども、10年たちますと三億になります。

それともう一つは、医療費の無料化の助成は、そのものは制度としては非常にすばらしいことではあるかと思っておりますけれども、一步では、基本医療保険の、いわゆる医療費の増高を招くという。これは悪気ではなく、今までずっとそういう医療費の無料化が、それぞれの基本医療保険の医療費増高に結びついちゃっているという傾向があるものですから、多少は、その、影響も意識せざるを得ないことも含めて、どの時点で、最終的な判断を、決意をして、財政投資をするかということに、なるのではないかなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（登壇） 先に通告をしております2件につきまして、質問いたしたいと思っております。

1件目といたしまして、「地域づくりのプロジェクト支援交付金の効果的活用について」お聞きをいたします。

本年度の。このたびの道の6月定例会におきまして、政策予算の主な事業の中で、新規として、地域再生交付金を地域づくりプロジェクト支援交付金として、予算総額1億円が盛り込まれたことが発表されておりました。

従来の、道から市町村への財政支援につきましては、私は以前において一般質問しておりましたが、それには地域政策総合補助金制度等々がありますが、箱物建設などハード面が中心で、市町村の自己負担が必要で、いわゆる、補助金形式のために管内自治体の需要が減少していると言われております。

この度の、この事業は市町村財政を単純に補てんするのではなくて、市町村に自己負担を求めない交付金として位置づけており、概要によりますと、この交付金のモデル事業として、道内自治体の社会構造や地域経済、医療福祉、地方行財政等々の五つの観点から格差を点検し、市町村や広域連合からは是正に向けたアイデアを募って、コンペ方式で交付対象を決定することとなっております。

一つには、減少対策としての行う移住政策などが想定されておられますが、依然として厳しい19年度の道の本格予算におきまして、これは知事公約としました新規政策の中の施策の交付金要綱等の情報把握についてと、予算化された時点で、本町といたしまして、この道独自の100%支援交付金の効果的活用につきまして、独自の施策を申請し、取り組むことが地域活性化促進の一環と考えるところでありますが、町長のこの事業の効果的活用についての見解を伺いたいと思います。

次に、2件目といたしました、放課後子どもプラン推進事業の取り組みについてお伺いいたします。

放課後子どもプラン推進事業は、少子化対策として、文部科学省と厚生労働省は、本年度から学童保育と地域子ども教室が一本化する内容で、いわゆる、子どもの居場所を充実させることとして、道におきましても、教育関連の新規事業の一環と予算計上されております。

基本的な考えといたしましては、各市町村において、教育委員会が主導して、担当部局と連携を図り、原則として、全ての小学校区で全児童を対象に、放課後、子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として、実施することになっております。

本町におきまして、このプランの事業運営組織を設けられ、検討されているのか、その対応と、一方、今後の学童保育事業のあり方については、この学童保育につきましては、昨年度にNHKの「北海道クローズアップゆれる学童保育」として現状と問題提起を伝える報道番組がありましたが、もちろん、都市地方によって地域性、抱える課題が、多々あるかと思いますが、このことは留守家庭の学童保育を利用されている方、また、共働きのお子さんのおられる方にとっては、大きな関心事として、受けております。本町の学童保育としては、実施要綱等々定められておりますが、今後どのように捉えているのかを、併せて伺いたいと思います。

以上、2件について質問を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「地域づくりプロジェクト支援交付金の効果的活用について」及び「放課後子どもプラン推進事業の取り組みについて」のお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、地域間格差是正策として「地域づくりプロジェクト支援交付金」モデル事業として、北海道は100,000千円を補正予算計上したとの新聞報道がありました。また、社会構造、地域経済、医療福祉、地方行財政等の観点から格差を点検し、市町村からアイデアを募集し、コンペ方式で交付対象を決定するとの報道内容であります。

はじめに、現時点での情報把握とのお尋ねであります。事業名は「地域再チャレンジ交付金」とし、具体的要綱については、8月に制定、9月募集の予定であり、詳細については未だに不明な点が多い状況であります。この新たな交付金制度は、平成19年度はモデル実施とし、本格運用は平成20年度からとなっております。

枠組みにつきましては、単一市町村実施分として、上限10,000千円で6件、広域市町村実施分として上限20,000千円で2件、交付率100%で、計100,000千円の予算規模となっております。事業の内容につきましては、当初はソフト事業を対象とし、3年間の支援を予定しておりますが、今後、内容については、更に検討するとのことであります。

次に、この交付金を活用すべく、本町独自の施策を申請すべきとお尋ねでございますが、基本的には、有効な制度であれば活用について、前向きに検討したいと考えております。

しかしながら、交付要綱等の情報提供がなされていない中、指標や成果目標のハードルが不明な現状であり、また、このような事業は、交付決定年度後も、フォローアップによる単独費での継続性が求められるのが一般的であるため、活用については、全体像が見えてから判断してまいりたいと考えております。

前述のとおり、情報量が少なく、全体像も顕在化していない状況でありますので、今後とも情報収集に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、放課後子どもプラン推進事業の取り組みについて、お答えをいたします。

お尋ねの「放課後子どもプラン」は、文部科学省の放課後子ども教室と、厚生労働省の放課後児童クラブを一体的、あるいは連携して実施し、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を目的として、国の平成19年度予算として措置されたものであります。

本町では、児童館や学童保育所を設置し、放課後対策を実施しているところであり、学童保育所につきましては、保護者の主体的な運営・管理を行っていることは、議員ご承知のとおりであります。

本年5月1日現在の学童保育所の入所状況は、標茶39名、磯分内4名、虹別18名、塘路7名、茶安別17名の合計85名で、地域子ども教室など教育委員会と共同した事業も行っていることから、今後とも、教育委員会と連携し、児童の放課後対策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平 君）（登壇） 二点目の「放課後子どもプラン推進事業」についての教育委員会に係るご質問にお答えします。

「放課後子どもプラン」の概略は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）の両事業について、実施場所や運営方法をできる限り一本化し、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、効率的・総合的な放課後対策事業を展開し、原則として、全国の小学校区（2万校）での実施を視野におくというものであります。

更に、この事業においては、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに、学習機会を提供することも意図されております。

開設要件といたしましては、年間250日以上の開所と、授業のある日は3時間以上、長期

休暇時は8時間以上の開所で、概ね午後6時までの開所が要件となっております。

実は、同事業にはモデルがございまして、合併前の福岡県旧豊津町で実施された「放課後児童健全育成事業『豊津寺子屋』」と呼ばれるもので、平成14年度から準備がすすめられ、平成17年度には、毎週月曜日から金曜日の放課後と、夏休み学校の空教室を利用して開設されています。参加児童は3校、約200名で、住民による指導ボランティアは100名を超えて、専任のコーディネーターにまかせるだけでなく、各課横断的にバックアップ体制が構築されております。

国の制度と「豊津寺子屋」の最大の違いは、豊津寺子屋にあつては、生活態度等についての躰は厳格に行いますが、いわゆる学習塾のような授業は行っておりません。また、ボランティアへのサポート体制が確立していることであります。国の制度では、コーディネーターもボランティアで行うことになっております。

教育委員会といたしましては、標茶町は小規模校の良さを活用して、児童一人ひとりに対するきめ細やかな対応がなされており、放課後においても、教師と触れ合う時間が十分確保されております。したがって、現状においては、学習塾に代わるような仕組みや、学校の教育過程を除いて、年間250日以上も児童を集団生活させなければならない状況にはないと把握しております。

また、補助基準額も道の実施要綱も示されていない段階で、実施するかどうかを判断できる状況にないこともご理解願いたいと思います。

また、保護者の就労に対しては、五つの学童保育所と一つの児童館が対応しております。

教育委員会で行っている「地域子ども教室」は、新たな活動拠点を設けるのではなく、既存の学童保育所や、児童館と共同で、地域の中高年の方々の協力を得て、多彩なメニューを実施しております。

したがって、当面は、住民課、学童保育所及び児童館と、密接な連携をとりながら「地域子ども教室」事業を継続、発展させていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 一点ほど、まず放課後の子どもプラン推進事業でいま教育長の答弁ですね、当座は、本町としては、この学童保育を通して、実施していきたいということでございますし、いろいろとされているご父兄の皆さん、お母さんたちにとっては、どういう方向にいくのかなということが、まず心配なさっていた点もあるのですが、そういった点を、どの時点でお知らせしていくか、目指すべき方向を教育委員会としては、どういう方向でいくのかということ、どの時点で知らしめるかという点をまず聞きたいのと、先ほど学童保育の実施要綱で、現状を数字でいう中では85名が利用なさって、5月1日現在。では、今後、増とするのか、減とするのか、見込みはどうであるか。そういった、い

いわゆる計画的な面について、併せた形でどうとらえているかを、お聞きしたかったわけですが、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、一点目の、私が質問した点でございますが、この制度は、交付金事業はまだ本格的に8月の時点で9月に要綱が定まるということでございまして、今のうちにそれを見定めてから、町として検討をします。例えば、検討する場合に、まちづくり委員会に諮るとか、町としてはどういう施策を申請するかという場合に、どの時点でどういう手法でやるかということは、今の時点で結構ですから、その辺をまず二点伺っておきます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、本町におきましては、学童保育である、あるいはその地域子ども教室がですね、それぞれ有機的に連携しながら地域において子どもたちを守り育てて行くと。実際にはそういうふうに機能しているというふうに、私どもは認識しておりまして、当面、この事業を、自立継続していきたいというふうに考えております。

ただ、今後は、この制度の内容が明らかになった時点で、本町においても活用できるかどうかと、そういった面も検証しながら、ただ、内容的に申し上げますと、国のほうは、先ほど申し上げましたように、二つの事業を一本化したということで、逆に活用しやすいという、そういうメニューになったのだという言い方をしておりますけれども、本町にとっては、逆に使いづらいのかなという、そんな感じもしまして、今後、道を通しまして、使いやすい、そういった民意の方向に、改善するようにして、話を通していきたいなど、こんなふうにも考えておりまして、そういった活用できる状況になった時点で、その活用を図っていけるように、今後も研究してまいりたいと。こんなふうに考えておるところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田 裕二君） お答えをいたします。

地域づくりプロジェクト支援交付金事業につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、現時点ではなかなか中身が曖昧模糊としているということでございまして、具体的にどういうものをという想定はしておりませんが、地域づくりに関して、ソフト事業というのが多分、対象になろうと思っております。

したがって、どういった、もし、例えば、これに取り組むといたしましたら、その内容等について必要な、例えば専門委員会なり、まちづくり推進委員会もその一つだと私は考えておりますけれども、必要な審議委員会なり、審議会、それから会議等で、皆様方のご意見を承って、進めてまいりたいと思っております。

ただ、非常にやはり、慎重にならなければいけないのは、国や道もそうなのですが、どうしてもイニシャルのコストの負担については、かなり積極的に対応していただけるのですが、それらのあとのランニングコストですね、非常に問題なることが多いというふうに私は考えておりまして、やはりその辺を慎重に見据えて、どういった施策を

とり得るのかということ判断をしなければいけないと。そのよう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 学童保育所への入所の関係でございますが、本町の場合は家庭の状況等によりまして、随時、申し込み等があるれば、それに対応してございますので、年間何人以上というような、特にそういう数を把握してやっている状況にはございません。

また、途中の入所等につきましては、運営している父母等の運営委員会とも、十分な連絡を取って、保護者の要望に答えていっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○15番（平川昌昭君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終わります。

続いて、14番・小林君。

○14番（小林 浩君）（登壇） 質問に入るの前に、一言述べさせていただきたいと思いません。

このたびの統一地方選挙により、標茶町議会議員とさせていただき、あらためまして責任の重さとその役割を重く感じているところでございます。

今、地域の環境、資源、人、情報に改めて着目し、地域の中で経済を潤滑させて活性化させることが、協働のまちづくりと見え、皆さんとともに、精一杯努力を重ねてまいりたいと思いません。

初めての質問でありますので、的を得ない点が多々あろうかと思いますが、お許しをいただき質問に入りたいと思いません。

町政執行方針の中で、基本理念とされております協働のまちづくりについて伺います。

国が定める小規模自治体への風当たりが依然厳しい中で、今、自立した自治体を目指すには、まさに協働のまちづくりが重要となり、また、町民ひとりひとりの町への理解を得ることも今後重要と考えられます。

協働のまちづくりの牽引役として、引き続き設置される標茶町まちづくり推進委員会での提言、及び町・農協・商工会の三者で構成され、昨年から行われている地域連携懇談会での取り組み、施策を具体的に打ち出し、早急に本町として独自施策に取り組むべきと思いますが、町長の考えを伺いたいと思いません。

一つ目には、第1期標茶町まちづくり推進委員会の成果と第2期目の同委員会の方向性について。

二つ目には、町長は標茶ブランドの創造性を目指し、町・農協・商工会の連携強化を図り、地域連携懇談会を設置しているが、その進捗状況について。

三つ目には、地域活性化の視点から地産地消が重要な取り組みと考えるが、これを加速させ、地域内の連携を強化するために、町として取り組む考えはないか。町

長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田 裕二君） 14番・小林議員の町政執行方針の中で基本理念とされており、まず協働のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今後、自治体が進むべき道を歩むとき、必要不可欠な要件として「協働のまちづくり」という理念があげられ、町といたしましても、積極的にその体制を構築する必要があると認識をしております。その観点に立ち、お答えを申し上げます。

一点目の「まちづくり推進委員会」についてであります。前段の第一期に係る評価につきましては、町内の各組織、また、一般公募で参画されました25名の方々が精力的に議論され、三度にわたる提言をいただいたところであります。

それぞれ、貴重かつ有意義な内容であり、今後の参考とさせていただくこととしております。

私は、その提言内容もさることながら、委員の方々が高邁な使命感をもち、二年間にわたり、自主的にかつ真剣に討議を重ねた経過が重要であり、これを継続し、更なる前進を図ることは協働のまちづくりに極めて有益であろうとの判断をし、過日、第二期推進委員会の発会を得たところであります。

第二期目の方向性につきましては、第一期の基本的な考え方を踏襲し、自分の地域は自分で作るという、意識の涵養を図りながら、柔軟な発想で議論を進めていただき、より幅広い意見の集約をお願いしたいと考えております。

その為にも、個別施策や課題ごとに設置しております各種委員会や審議会などとの連携を図り、地域や団体、そして住民の方々が直接的、間接的に関われるように運営について配慮してまいりたいと考えております。

次に、地域連携会議の進捗状況についてであります。設置以降これまでに三回開催し意見交換を行ったところであります。その中から、GOGOチャレンジショップ、ミルク券についても、町、商工会、農協が連携した事業形態となっていったところであります。

今後、学校給食に標茶産牛乳を提供する体制や、議員ご指摘の標茶ブランドの創造も含め、更なる連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、地産地消の取り組みに関してであります。私は機会あるごとに申し上げてまいりますように、標茶の酪農をはじめとする第一次産業が、将来的に生き残っていくためには、消費者との信頼関係の構築が一番の、そして最大の課題であると考えております。そのためにも、地産地消の取り組みは極めて重要との認識をしており、例えば、酪農家の方々が生産した、安全でおいしい高品質な牛乳、乳製品や牛肉などを、まず地元の消費者に知っていただき、食べていただき、指示していただくことが、先決で、その支持の声が町内から町外へと広がって行くことで、結果として消費者との信頼関係を築きあげるようになるものと確信をしております。

そして、その出発点として、先ほども申し上げましたが、「標茶ブランド」の確立は有効な手段だと考えております。具体化に向けましては、本格的にはこれからとなりますが、幅広い議論を積極的に重ねたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

14番・小林君。

○14番（小林 浩君） 町長より、ご答弁をいただきましたが、一点目のまちづくり推進委員会の運営に当たり、多くの方々が直接的、間接的に関わるような運営について配慮することですが、具体的にどのような方法をお考えでしょうか。

二点目の地域連携懇談会につきましては、是非、引き続き強化を図っていただきたいと思いますが、最近、柔軟な発想と、行動力のある若い年代の有志が関連した意見交換をしております。それらの意見について、反映させるおつもりはないか、伺います。

三点目の、地産地消につきましては、私も同感であり、そのような動きが地域経済を支える基幹産業を強化するものと考えます。

そのためには生産者と消費者の相互理解が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田 裕二君） お答えをいたします。

三点にわたるご質問だと思いますが、まず最初のまちづくり推進委員会の運営方法につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、過日、6月の14日に発会を終えたばかりであります。今回につきましては19名の委員さんをお願いをしております、そのうちの6名の方は一般公募からということになって、残りは団体からの推薦ということになっております。現時点におきましては、具体的にどういった課題についてということは、何もお話をしておりませんが、まちづくりが目的でございますので、多分、あらゆる問題が出てくるのではないかなと私は考えております。

具体的にはやはり、前向きな発言として、こういったことをしたらどうかとか、こういったところはちょっと納得できない、そういった等々の個別課題が、上げていただき、その個別課題ごとに、先ほど申しました本町には各施策ごとに、いろいろな審議会等もございまして、そういった場も連携しながら、問題を掘り下げて解決策を見出していきたいとしまして、多分、まちづくり推進委員会での議論を踏まえて、また、もう1回その推薦母体、いわゆる団体地域等に、とのキャッチボールといいますかね、そういったものを繰り返すことで、多くの町民の声を幅広く集約していただきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、昨年も実施しておりましたけれども、まちづくり町民講座というものもございまして、これは推進委員会の議論の行方にもよりますけれども、もし、そういった中で、まちづくり町民講座のテーマとして、適当であるという、そういったテーマがもし出てき

た場合には、まちづくり町民講座というものも、復活させて、より多くの町民の皆様の方に、そういった情報を提供してまいりたいと。そういったようにも考えております。

それから、二点目の地域連携会議のことですけれども、まちづくり推進会議の最初の委員会のときに、委員のお一人の方から、「実は商工会の青年部とJAさんの青年部で、そういった話し合いを始めていると。」という情報をお聞きしまして、私はやはりそういったことが実質的に、それぞれの階層の中で始まっていくことが、私はスタートラインというふうに考えておまして、多分共通の課題と、どうやって知恵を出し合えば、まちづくりにという発想になろうかと思っておりますので、そういった意見等も積極的にまちづくり推進委員会の中で、活用させていただきたいと思っております。

それから、地産地消の取り組みと、生産者と消費者の理解につきましては、私はこれまでも、何度も繰り返しておりますように、とにかく生産して、消費いただいて、再生産をしていただければ、標茶町というのは、成立っていかないということを繰り返し申し上げております。標茶町で生産されたものを、やはり町内の人に消費していただき、町外の人に消費していただくためには、どうやって、どういったその知恵を出し合えばいいのか。私は先ほどのお話の中でも、ブランドのお話をしましたけれども、ブランドというと、どちらかというと、その何か非常に新しいイメージしかないかと思っておりますけれども、私はそのように考えておりませんので、確かに私たちが気づいていない物もあると思っておりますけれども、実際に既にあるもので、視点を変えたら、またその見る人が変われば、新たな魅力が見えてくるものもあろうかと思っております。

そういったものも私はブランドとして考えておりますので、是非、多くの方たち、できれば、生産者だけではなかなか、そういったアイデアが浮かんでこないというのも事実でございますので、そのためにも地域連携会議等も含めて、多くの町民の皆様、ヒントやアイデアをいただけるような取り組みにしていきたいと思います。

それと、もう一点だけ申し上げておきますと、私はブランドと言いましても、決してオンリーワンとか、ナンバーワンにこだわる必要はないと思っております。ほかの町や地域で、評判のいいものについては、要は、その中に標茶を消費者が感じていただければいいわけで、そういったことで、柔軟な発想の中で、少しでも、多くの町外の人たちに、買っていただける商品づくり、そのための手段としてのブランドづくりと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、14番・小林君の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 2時30分

◎報告第7号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6。報告第7号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山豊君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成18年度一般会計補正予算（第6号）並びに平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で議決いただきました2件の繰越明許費、繰越計算書の調製であります。

当該2件につきましては、平成18年度歳出予算のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、平成19年度で繰越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第7号、繰越明許費繰越計算書の調製について。

平成18年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次ページをお開きください。

平成18年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書。

一般会計、6款1項、事業名、道営基幹水利施設補修事業負担金（多和地区）。金額28,078,000円、翌年度繰越額16,650,000円。左の財源内訳であります。未収特定財源で、地方債6,600,000円、一般財源10,050,000円であります。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定、1款1項、事業名、北海道自治体情報システム協議会負担金、金額1,670,000円、翌年度繰越額1,670,000円。左の財源内訳であります。未収入特定財源で、国道支出金で、835,000円、一般財源835,000円であります。

調製につきましては、平成19年5月31日でございます。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第7号は終了いたしました。

◎議案第30号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第30号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長補佐・妹尾君。

○建設課長補佐（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第30号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について、資料と併せてご説明申し上げます。

議案第30号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事契約を締結する。

契約の目的は平成19年度桜町営住宅建替事業（S-12）建築主体工事でございます。

工事の概要は鉄筋コンクリート造2階建て、1棟8戸、677.14平方メートル。2DK2戸、2LDK4戸、3LDK2戸です。

工事場所は、桜10丁目16番地です。

契約金額は99,330,000円です。契約方法は指名競争入札です。入札執行日は平成19年6月8日です。

指名業者の状況は、大山・サトケン特定建設工事共同企業体、赤坂建設株式会社・有限会社丸ホ星工務店特定建設工事共同企業体、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。

契約の相手方、予定施行業者名は大山・サトケン特定建設工事共同企業体です。代表者川上郡標茶町字虹別市街3丁目9番地、株式会社大山産業、代表取締役大良誠、構成員川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役、佐藤紀寿です。竣工予定日は、平成20年1月30日です。新規継続の別は継続です。

以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ちょっとお聞きしたいのですが、この予定価格というのは、大抵理解できるのですが、この事前公表ということ、これは入札方法にこう、何か関係あるのか、ちょっとわからないので、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 設課長補佐・妹尾君。

○建設課長補佐（妹尾茂樹君） 事前公表とは入札の案内を出すときに、予定価格を事前に公表するものでございまして、近年の入札、それから契約の透明性を求められ、適正化法が施行されておまして、その中で予定価格についても事前公表をするようにというふうになっております。

本町におきましては、現在のところ、試行ということでやっております。ですから、全ての入札案件について事前公表しているということではなくて、事前公表できるものに

ついて、公表をしていくということで、現在はまだ試行中ということでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今の質問に重複しないようにちょっとお聞きしておきたいと思うのですが、いわゆる、事前公表をするようにという指導もあると。そういう中で指導をしたということなのですが、この指導を受けて事前公表をするという透明性ばかりではなくて、いわゆる入札のメリットとしては、どういう状態が、今回に限らず、今まで何回か事前公表をやっているやつもあるのですが、そういうのも含めて、この入札のメリットとしては、これはどうなのですかね、事前公表するというものについての、考え方は。それもまして、指名競争入札の中で、事前公表をするというのは、いかがなものか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけれども、基本的な部分については、課長補佐のほうから説明したとおりでありますけれども、メリットはほかに何かあるかということでございますけれども、期待としては、基本的には予定価格を事前に公表することによって、基本的には競争をしていただく。公明正大に競争をしていただくということが、まず一つあります。そういうことが行われることを期待しているということが一つであります。

もう一つは、よく言われるように、いわゆる官製談合といいますか、官製による、官の側から、いわゆる秘密となっている情報を出すことによって、適正な競争が阻害をされるという、そういった問題も懸念されておりますので、事前公表によって、そういった懸念を排除できると。裏返していえば、以前にも、かなり古いときがあったかもしれませんが、例えば、よその町でもあるのですが、入札価格がもれるとか、もれないとかの話がありますけれども、この事前公表をすることによって、そのことによって、職員が危険な状態から開放されるというのがあるかと思えます。

ただ、この制度が本当に功を奏するかどうかというのは、今しばらく試行を続けてみないと、結果は出ないものかなというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 今の件なのですけれども、その、事前公表できるものについては公表していますということなのですけれども、その、できるものとできないものとは、どう違うのですか。公表できないもの、できるものについて。

○議長（鈴木裕美君） 設課長補佐・妹尾君。

○建設課長補佐（妹尾茂樹君） 事前公表を行う場合は、起工決定を行った段階で、予定価格が完全に固まっていなくてはいけません。それで工事の発注の都合によっては、起工決定はとりあえずされるのですけれども、まだ、ちょっと問題があって、設計書の中身で、若干、変わる可能性もあるというものもございまして。

そうしますと、通常の入札ですと予定価格は入札当日に執行者に予定価格を入れてもらいますので、そこまでの期間の余裕ができますけれども、事前公表した場合は完全に工事の仕様、それから金額が起工決定の段階、例えば、今回の工事ですと50,000,000円以上ですので、建設業法で工事期間が14日以上というふうにきられております。そうすると、既に入札執行その前に全てが決まっていけないと。ところが何らなの事情によって、そこまで決められないという場合がございますので、そういうときには、事前公表はできないということになります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・田中君。田中敏文君。

○12番（田中敏文君） この予定価格の中で、大山・サトケンさんの場合ですと、この金額になるのですけれども、4件、入札しているのですけれども、入札金額というのは、こういう形では、この場では出てこないのですか。出されないものなのか、ちょっと質問してみました。

○議長（鈴木裕美君） 設課長補佐・妹尾君。

○建設課長補佐（妹尾茂樹君） 5社の入札金額ということで、ございましょうか。

各業者の入札金額につきましては、標茶町では、聞きたいという要望があった場合は、入札結果決定書で公表しております。

ですから、担当係のほうにいただければ、その結果票と見て、入札金額を知ることができます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案可決されました。

◎議案第31号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第31号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨並び内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年3月31日付で地方税法、同法施行例が改正公布されたことに伴い、町税条例につきましても関係部分の改正を要することとなり、提案いたすものであります。

改正内容は全て町民税に関するもので、主なものとしては、現行の信託法を全面的に改正する新信託法の制定に伴う新たな納税義務の創設、法律名の改正による規定の整理などであります。

標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

以下、内容についてであります。はじめに改正文を読み上げ、その議案説明資料によりご説明いたします。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「よつて」を「よって」に改め、「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の1号を加える。

（5） 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの

第23条第2項中「本節」を「この節」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中、送り仮名「行なう」を「行う」に改め、「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第31条第2項の表第1号中「(昭和40年法律第34号)」を削り、「あつて」を「あって」に改め、同条第3項中「従つて」を「従って」に改める。

附則第17条の3第2項中「なかつた」を「なかった」に改め、同条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第17条の6の2の見出し中「失つた」を「失った」に改め、同条第1項中「失つた」を「失った」に、「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第17条の3第3項の改正規定、平成20年4月1日

(2) 第23条及び第31条第2項の改正規定、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日

(3) 附則第17条の6の2第1項の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

次に議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

区分、改正項目、関係条項、改正内容、施行・適用。

改正番号1番、見出しは町民税の納税義務者等、関係条項は条例23条、改正内容は大正11年制定の信託法が、全面的に改定され新信託法の制定に伴い、法人課税信託を預託する個人は会社とみなすとともに、法人税を課され、町内に事務所又は事業所を持つ個人には、町民税として、法人税割額をかすることとなったものです。併せて、条文中の字句の修正を行っております。施行・適用は信託法の施行の日となっておりますが、現時点では施行されておられません。

改正番号2番は、均等割の税率でありまして、関係条項は条例第31条であります。上に起債の条例第23条第1項で、法人税法の法律番号が付されたことから、この条での法律番号が削除されたものです。促音「つ」の修正もしております。

なお、このあとの促音の修正は、説明を省略させていただきます。

施行・適用は公布の日から、ただし、第2項の規定は、信託法の施行の日であります。

改正項目3番、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、関係条項は条例附則第17条の3であります。

租税特別措置法の改正に伴い、引用する条項に移動が生じ、条文中の規定の整理がなされたものです。

施行期日は公布の日からであります。第3項の規定は、平成20年4月1日であります。

最後に、改正項目4番、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例であります。関係条項は、条例附則17条の6の2であります。

改正内容は、証券取引法の一部改正で、題名が「証券取引法」から「金融商品取引法」に改められたことによる規定の整理であり、施行・適用は証券取引法の一部改正する法律の施行の日となっておりますが、現時点では、施行されておられません。

以上で、議案第31号の内容説明とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

◎議案第32号

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。議案第32号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・中居君。

○税務課長(中居 茂君)(登壇) 議案第32号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年3月31日付けで地方税法施行令が改正公布され、医療保険分の課税限度額が53万円から56万円に、3万円引き上げられたことから、町の国民健康保険税条例もこれを受け、改正するものであります。

国保税につきましては、税といいながらも、相互扶助の保険料としての性格があり、過度に高くならないように、また国保加入世帯の負担の均衡なども考慮して、課税限度額が定められているわけですが、今回この限度額が見直されたもので、医療分の課税限度額の見直しは平成9年度以来、10年ぶりということであります。

なお、本案につきましては、6月6日開催の国民健康保険運営協議会において、原案により答申をいただいておりますことを、ご報告申し上げます。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第13条第1項中「53万円」を「56万円」に改める。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の標茶町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第32号の内容説明とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案可決されました。

◎議案第33号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第33号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成16年標茶町条例第16号で改正された優遇措置の適用について、改正前の優遇措置の適用を受け就農した者が離農した場合で、その事業を引き継ぐ者に限り、本来改正後の優遇措置が適用される者であっても、その離農した者の優遇措置と同じ条件で残された期間引き継ぐことができるよう、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第33号標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次のページをお開きください。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例(平成16年標茶町条例第16号)

の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定により旧条例の適用を受け新規就農した者が離農した場合にあって、その経営基盤を承継し新規就農者の認定を受け新たに就農しようとする者に対する優遇措置については、なお従前の例による。

ただし、優遇措置を受けることができる期間は、当該離農した者が受けるべき残された期間とする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決を行います。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号ないし議案第35号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第34号、議案第35号を一括議題といたします。

議題2案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第34号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度一般会計補正予算（第1号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,693千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ9,476,693千円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、追加で国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金で30,000千円、桜保育園暖房機改修工事で3,675千円、畜産担い手育成総合整備事業（茶安別

地区)で14,427千円、同じく標茶東部地区で36,917千円、育成牧場哺育施設整備事業5,200千円、標茶中茶安別線道路改良事業28,800千円、特別教育推進事業2,152千円、開発センター夜警業務3,679千円であります。

減額する主なものでは、開発センター報酬費で3,700千円であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに普通地方交付税で36,243千円、繰越金で10,000千円を充当し、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

平成19年度標茶町一般会計補正予算(第1号)。

平成19年度標茶町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,693千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,476,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがって、ご説明申し上げます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正は、ただいまの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

次に、4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正であります。

新たに3件を追加するものであります。

農業経営基盤強化資金(平成18年度下期)、期間につきましては、平成20年度から平成38年度。限度額につきましては、融資額217,210千円に対する利子補給、年0.27パーセントで4,745千円であります。畜産担い手育成総合整備事業(茶安別地区)につきましては、期間が平成20年度から平成22年度。447,331千円あります。畜産担い手育成総合整備事業(標茶東部地区)につきましては、期間が平成20年度から平成22年度。限度額につきましては、338,477千円あります。

17ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

地方債補正であります。

起債の目的、過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良で、限度額45,100千円に8,600千円

を追加し、補正後限度額を53,700千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

18ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第34号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。平成19年度国民健康保険税の基礎課税額の算出が把握されたことから、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税率の引き上げが必要となる結果となりましたが、定率減税の廃止、三位一体改革による国から地方への税源移譲など、町民の担税負担環境を総合的に検討した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、平成19年度の国民健康保険税率を据え置くこととし、本町独自の政策的施策として、税率据え置きによる不足額のうち3,000万円を一般会計から繰り出し、収支の均衡を図ることといたしました。

また、平成20年4月1日から創設される後期高齢者医療保険の準備に必要な「国保システム改修費」2,481千円を追加するものでございます。

なお、本案は6月6日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案答申を受けておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは補正予算書に基づき、ご説明をいたします。

平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

平成19年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,317,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算書に基づき説明のため省略)

2ページへお戻りください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議案となりました議題2案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第34号・第35号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題2案は、議長を除く15名で構成する議案第34号・第35号審査特別委員会に付託し審査することに、決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月19日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、明日6月19日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

（午後 3時29分散会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 4 番 伊 藤 淳 一

署名議員 5 番 菊 地 誠 道

署名議員 6 番 後 藤 勲

平成19年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成19年6月20日（水曜日） 午後1時48分 開議

- 第1 議案第34号 平成18年度標茶町一般会計補正予算
議案第35号 平成18年度標茶町介護保険特別会計補正予算
(議案第34号・議案第35号審査特別委員会報告)
- 第2 意見書案第3号 道路整備に関する意見書
意見書案第4号 2008年度国家予算編成における義務教育無償義務教育費国庫負担制度の堅持と1/2復元を求める意見書
- 第3 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第4 議員の派遣について

○出席議員（18名）

2番 黒 沼 俊 幸 君	3番 越 善 徹 君
4番 伊 藤 淳 一 君	5番 菊 地 誠 道 君
6番 後 藤 勲 君	7番 林 博 君
8番 小野寺 典 男 君	9番 末 柄 薫 君
10番 舘 田 賢 治 君	11番 深 見 迪 君
12番 田 中 敏 文 君	13番 川 村 多美男 君
14番 小 林 浩 君	15番 平 川 昌 昭 君
16番 鈴 木 裕 美 君	

○欠席議員（1名）

1番 田 中 進 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	中 居 茂 君

平成19年標茶町議会第2回定例会会議録

管 理 課 長	今	敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君	
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君	
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君	
育 成 牧 場 長	表 武 之 君	
水 道 課 長	山 口 登 君	
建 設 課 長	井 上 栄 君	
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君	
やすらぎ園長	臼 井 好 和 君	
教 育 長	吉 原 平 君	
教育管理課長	島 田 哲 男 君	
社会教育課長	藤 岡 克 己 君	
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)	

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午後1時48分開議)

◎議案第34号ないし議案第35号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第34号、議案第35号を一括議題といたします。
お諮りいたします。

議題2案に関し、付託いたしました議案第34号、第35号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、委員長報告は会議規則第39条第3項の規定により、省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。
これより、議題2案を一括採決いたします。
議題2案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
議題2案を委員長報告のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第34号、第35号は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

◎意見書案第3号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。意見書案第3号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成19年7月2日、視察研修を江別市で、平成19年7月3日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにいたしたいと思っております。

また、平成19年7月13日、同じく北海道町村議会議長会主催による新任議員研修会が網走市で開催されます。この研修会に新任議員派遣したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成19年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後1時54分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 4 番 伊 藤 淳 一

署名議員 5 番 菊 地 誠 道

署名議員 6 番 後 藤 勲